

島根地方最低賃金審議会

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

第3回会議 議事要旨

開催日時	令和2年9月29日（火）午後3時50分～午後5時25分		
開催場所	松江地方合同庁舎共用1、2会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 金額審議において部会長が、前回会議の各側の主張の概要を報告し、それぞれに追加の意見を求めた。			
3 労働者側、使用者側とも、引き続き公労、公使協議開催の発言があった。			
4 部会長が、公労、公使協議を行うことを決定した。 (公労協議・公使協議)			
5 公益委員から労使双方の意見を聞きながら、歩み寄りを促し、最終的に部会長が引上げ額4円、時間額898円で諮り、全会一致で決議された。			
6 事務局へ専門部会報告書案及び審議会令第6条5項による答申文案の作成、配付が指示され、その間休憩となった。			
7 会議が再開し、専門部会報告書案及び答申文案が配付され、順次、審議の上、案どおり決議された。			
8 部会長が、答申文を労働基準部長に手交した。			
9 労働基準部長が謝辞を述べた。			

10 室長が、意見に関する公示（異議の申出）について説明した。

11 部会長が、審議会令第6条7項による当専門部会の廃止を宣言し、議事録及び議事要旨署名委員に労働者側は松林委員、使用者側は森脇委員、公益側は部会長を指名し、閉会とした。